

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法等の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①国保給付 国民健康保険被保険者の高額療養費や療養費、出産育児一時金、葬祭費、移送費等の支給等 ②国保資格 国民健康保険の資格適用、国民健康被保険者証の交付等 ③国 保 料 国民健康保険料の賦課(納入通知書の作成)等 ④国保収納 国民健康保険料の納付(口座振替、還付、督促等) ⑤国保滞納 国民健康保険料滞納者の納付相談、短期証・資格書の発行、滞納処分等 ⑥国保情報連携 1. 資格継続業務(被保険者異動情報等の送信、被保険者情報の受信) 2. 高額該当回数(引き継ぎ業務(継続候補世帯の抽出、継続世帯の確定)) ⑦国保オンライン資格確認 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険給付システム
②システムの機能	1 給付状況照会 ・出産育児一時金、葬祭費、療養費、高額療養費の支給状況について画面照会を行う。 2 申請受付 ・出産育児一時金、葬祭費、療養費、高額療養費の受付処理を行う。 3 発行処理 ・高齢受給者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の発行及び回収状況を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (各事務システム) [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険資格システム

②システムの機能	1 資格照会 ・国保世帯の構成員情報、世帯主履歴、被保険履歴、異動履歴、証交付履歴の画面照会を行う。 2 資格管理 ・国民健康保険の資格取得及び喪失処理を行う。 ・退職者医療制度に該当及び非該当となる被保険者の処理を行う。 ・就学中の被保険者に該当及び非該当となる者の処理を行う。 ・住所地特例に該当及び非該当となる者の処理を行う。 ・特定世帯及び特定継続世帯に係る処理を行う。 ・旧被扶養者に係る処理を行う。 3 発行処理 ・国民健康保険被保険者証、加入証明書の発行及び回収状況を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (各事務システム)
システム3	
①システムの名称	国民健康保険賦課システム
②システムの機能	1 賦課情報・所得照会 ・国保世帯の賦課情報及び所得資産の画面照会を行う。 2 異動及び賦課計算 ・所得資産の入力処理を行う。 ・保険料の減免となる被保険者の処理を行う。 ・介護保険適用除外となる被保険者の処理を行う。 ・特例対象被保険者に係る処理を行う。 ・年金特徴及び普通徴収に係る保険料納付期割の処理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (各事務システム)
システム4	
①システムの名称	国民健康保険収納システム
②システムの機能	1 資格証の管理 ・短期被保険者証及び資格証の発行、管理を行う。 2 収納状況の照会 ・保険料の調定額、収納額、過誤納金について画面照会を行う。 3 納付方法の管理 ・口座振替を行う被保険者の口座情報を登録管理する。 ・分納誓約書の発行を行う。 ・納付書を発行する。 4 過誤納金処理 ・保険料の還付処理を行う。 ・未納保険料への充当処理を行う。 5 滞納管理 ・督促状、催告書を発行する。 ・滞納金明細書を作成する。 ・差押、交付要求、配当計算、執行停止、不能欠損などの滞納処分を行う。 6 折衝状況の記録 ・電話番号の登録、納付相談の経過、滞納処分の状況等の記録を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム

③他のシステムとの接続	☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （各事務システム）
-------------	--

システム5

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名基本管理機能 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。 2 宛名送付先管理機能 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する 3 納税関係者管理機能 固定資産税、個人市民税、軽自動車税の納税義務者に対する納税管理人を管理する。また、相続代表人の管理も行う。 4 送達不能管理機能 送達不能の管理を行う。 5 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （各事務システム）

システム6～10

システム6

①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。 2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （中間サーバー）

システム7

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーに既存システム(団体内統合宛名(連携)システム及び住民基本台帳システム)との間で情報照会

②システムの機能	中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名（連携システム及び基幹システム）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☐] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] その他 （</td> <td>）</td> </tr> </table>	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☐] その他 （	）
[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☐] その他 （	）								
システム8									
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。） * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信（国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル） 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出（継続候補世帯リスト） 国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定（継続世帯確定リスト） 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ（転出地市区町村高額該当情報データ）を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. 電子レセプト業務 (1)電子レセプト照会・検索機能 (2)電子レセプト資格点検機能 (3)電子レセプト内容点検機能 4 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。								

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作すること で、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会 及び (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険特定個人情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜国民健康保険に関する業務＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158の項) [主務省令における情報照会の根拠] (69、70、71の項) ＜オンライン資格確認に関する業務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康法 第113条の3 第1項及び第2項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険の被保険者及び世帯主(職歴のある者を含む)
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他識別情報は、本人確認を正確のために必要 ・連絡先(電話番号等)は、各種申請内容の確認を行うために必要 ・地方税関係情報は、保険料計算や限度額認定、一部負担金の負担区分に必要 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は、資格管理及び給付事務を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報は、国民健康保険料の特別徴収を行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報は、被保険者の資格確認を行うために必要 ・雇用・労働関係情報は、非自発的失業者の保険料軽減判定に必要 ・年金関係情報は、保険料の徴収を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	福祉保健部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、生活支援課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (富山県国民健康保険団体連合会、富山県後期高齢者医療広域連合、各医療保険者)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		国民健康保険被保険者の資格管理、保険料の賦課、徴収、保険給付業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	福祉保健部 保険年金課、大沢野行政サービスセンター地域福祉課、大山行政サービスセンター地域福祉課、婦中行政サービスセンター地域福祉課、八尾行政サービスセンター地域福祉課、各地区センター、とやま市民交流館
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 給付に関する事務 ・出産育児一時金、葬祭費、療養費、高額療養費、第三者行為に関する給付の申請受付、審査、給付を行う。 ・高齢受給者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の発行及び回収管理。 ・人間ドック・脳ドックの申込状況の管理を行う。 2 資格に関する事務 ・資格情報の照会 ・国民健康保険の資格取得及び喪失に関する届出受付、異動処理を行う。 ・退職者医療制度に該当する被保険者の異動処理を行う。 ・就学中の被保険者に関する届出受付、異動処理を行う。 ・住所地特例に関する届出受付、異動処理を行う。 ・特定世帯及び特定継続世帯に係る処理を行う。 ・旧被扶養者に係る減免の届出受付、異動処理を行う。 ・国民健康保険被保険者証、加入証明書の発行及び回収を管理する。 3 保険料の賦課に関する事務 ・賦課情報の照会 ・保険料の賦課計算及び納入通知書の発行。 ・保険料減免申請の受付、異動処理を行う。 ・介護保険適用除外となる被保険者の処理を行う。 ・特例対象被保険者に係る申請の受付、異動処理を行う。 ・年金特徴及び普通徴収に係る事務 4 収納に関する事務 ・短期被保険者証及び資格証の発行、管理を行う ・保険料の調定額、収納額、過誤納金について照会を行う。 ・口座情報を登録管理する。 ・分納誓約書の発行を行う。 ・納付書を発行する。 ・過誤納保険料の還付、未納未納保険料への充当処理を行う。 ・督促状、催告書を発行する。 ・滞納金明細書を作成する。 ・差押、交付要求、配当計算、執行停止、不能欠損などの滞納処分を行う。 ・入金情報の消込処理 また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。

	情報の突合	・国民健康保険資格情報と地方税関係情報、給付情報を突合して保険給付の額を決定する。 ・申請内容と住民票関係情報を突合し、被保険者情報を変更、確認する。 ・国民健康保険資格情報と地方税関係情報及び年金給付情報を突合して賦課決定する。
--	-------	---

⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1		国民健康保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業の業務	
①委託内容		国民健康保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富山県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	
委託事項3		被保険者証の印刷、封入・封緘業務	
①委託内容		有効期間満了にかかる被保険者証の印刷、封入・封緘業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富山県国民健康保険団体連合会 (富山県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の富山県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。) の提出を受け、富山県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6～10		
委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富山県国民健康保険団体連合会 (富山県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の富山県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、富山県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。

		国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (80,000) 件 ☐ 移転を行っている (80,000) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定する国民健康保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	・番号法第9条第1項別表の第1欄に掲げる者(別紙2参照)
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表
②移転先における用途	・番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務
③移転する情報	・国民健康保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内関連システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)
⑦時期・頻度	月次、その他必要に応じて(随時)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの申請書等の入手については、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・申請者が代理人である場合には、本人からの委任を要し、代理人の身分証明書の提示を要件としている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受け付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞ ・届出／申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ＜入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク＞ ・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。 ・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。 ・国保総合PCにおける措置については、①国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。②国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。③対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。

	・国保総合PCにおける措置については、職員が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て職員カード(ICカード)とパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・国保総合PCにおける措置については、利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、静脈認証及びパスワードによる認証を実施する。また、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク＞

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等については、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。
- ・国保総合PCにおける措置については、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録している。また、情報システム管理者は定期的に記録の内容が確認し、不正な運用が行われていないかが点検する。当該記録については、一定期間保存することとしている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、委託を行なうこととしている。 ・委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先である国保連合会が再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保守義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外使用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応	

	運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・相手方庁内システムとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 ・情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 ・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行なうこととしている。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施している			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・相手方庁内システムとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 ・情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行なえないよう、アクセス制限を行なう。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・ 図1	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている		

同 社		3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・定期的にデータのバックアップを行い、不慮の事故に備えている。また、事務上、不要な特定個人情報については、所属長の権限で消去を行う。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・事務担当部署が移転先部署に対し、個人情報の管理や運用に必要となる手順等を周知する。 ・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。 ・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	Ⅳ－1. ー①	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事後	
令和2年12月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容	(新たに追加)	⑦国保オンライン資格確認 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図くオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号4 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異	事前	
令和2年12月1日	(続き)		①医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年12月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	(新たに追加)	②(評価書記載のとおり)	事前	
令和2年12月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	(新たに追加)	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 上記のほか、番号利用法別表第1の主務省令	事前	
令和2年12月1日	I 4. 個人番号の利用－法令上の根拠	(新たに追加)	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情	事前	
令和2年12月1日	I 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令	(新たに追加)		事前	
令和2年12月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(3)件	(5)件	事前	
令和2年12月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2	(新たに追加)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、	事前	
令和2年12月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項4	(新たに追加)	評価書記載のとおり	事前	
令和2年12月1日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5	(新たに追加)	評価書記載のとおり	事前	
令和2年12月1日	(別添1)(別紙)	(新たに項目追加)	評価書記載のとおり 国保資格 (12)枝番管理マスター (13)自己	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2－ユーザー認証の管	(新たに追加)	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2－特定個人情報の使	＜権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク＞	＜権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク＞	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先に	(新たに追加)	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報	(新たに追加)	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・	(新たに追加)	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年12月1日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	(新たに追加)	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年12月1日	V 1. 基礎項目評価－①実施日	2015/3/30	2020/12/1	事前	
令和2年12月1日	V 1. 基礎項目評価－②しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	誤記
令和3年9月1日	I 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 2. 基本情報－③対象となる本人の範囲 その他の必要性	番号法第19条第7号及び別表第2の規定による	番号法第19条第8号及び別表第2の規定による	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ 3. 特定個人情報の入手・使用－⑤使用方法	また、番号法第19条第7号及び別表第2に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号及び別表第2に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)の別紙1中の表題	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)の別紙1中の表題	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二で規定する国民健康保険給付等関係情報	番号法第19条第8号別表第二で規定する国民健康保険給付等関係情報	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ. 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供	(※2)番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供	事後	法改正に伴う修正
令和6年3月2日	I Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「4. 特定個人情報ファイルの概要」	5件	6件	事前	重要な変更
令和6年3月2日	I Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「4. 特定個人情報ファイルの概要」	(新たに追加)	委託事項6の全てを追加	事前	重要な変更
令和6年3月2日	I Ⅲリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新たに追加)	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置	事前	重要な変更
令和6年3月2日	I Ⅲリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新たに追加)	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞	事前	重要な変更
令和6年3月2日	Ⅳ開示請求問合せ2 特定個人情報ファイルの取扱いに関	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事後	組織改正に伴う改正
令和7年3月25日	V 1. 基礎項目評価－①実施日	2024/3/2	2025/3/10	事後	
令和7年3月25日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 上記のほか、番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 (42, 43, 44, 45の項)	＜国民健康保険に関する業務＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【主務省令における情報提供の根拠】 (1, 2, 3, 5, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158の項) 【主務省令における情報照会の根拠】 (69, 70, 71の項) ＜オンライン資格確認に関する業務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正

令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の30の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による	国民健康保険の被保険者及び世帯主（職歴のある者を含む）	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	また、番号法第19条第8号及び別表第2に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	・番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者（別紙1参照）	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	・番号法第19条第8号別表第二で規定する国民健康保険給付等関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定する国民健康保険給付等関係情報	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	・番号法第9条第1項別表第一の第1欄に掲げる者（別紙2参照）	・番号法第9条第1項別表の第1欄に掲げる者（別紙2参照）	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一	番号法第9条第1項別表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ②移転先における用途	・番号法第9条第1項別表第一の第2欄に掲げる事務	番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	・番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。	事後	法改正に伴う修正

令和7年3月25日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関するお問合せ	情報統計課	情報システム課	事後	
-----------	--	-------	---------	----	--